

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の吾川郡の仁淀川町の項を次のように改める。

仁淀川町	池川小学校	平成22年4月1日
	長者小学校	平成17年8月1日
	別府小学校	平成22年4月1日
	池川中学校	〃
	仁淀中学校	〃
	仁淀川町学校給食共同調理場	〃

別表第3の吾川郡の仁淀川町の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日	
1 級	略	略	略	
	吾川郡	略	略	
	仁 淀 川 町	略	池川小学校	平成 22 年 4 月 1 日
			長者小学校	平成 17 年 8 月 1 日
			別府小学校	平成 22 年 4 月 1 日
			池川中学校	〃
仁淀中学校	〃			
仁淀川町学校給食共同調理場	〃			
略	略	略	略	

別表第 3(第 4 条関係)

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
吾川郡	いの町	略
略	略	略

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日	
1 級	略	略	略	
	吾川郡	略	略	
	仁 淀 川 町	略	池川小学校	平成 22 年 4 月 1 日
			名野川小学校	〃
			長者小学校	平成 17 年 8 月 1 日
			別府小学校	平成 22 年 4 月 1 日
池川中学校			〃	
仁淀中学校	〃			
仁淀川町学校給食共同調理場	〃			
略	略	略	略	

別表第 3(第 4 条関係)

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
吾川郡	いの町	略
	仁淀川町	吾川中学校
略	略	略

24 仁教第 287 号
平成 25 年 2 月 6 日

高知県教育委員会 様

仁淀川町教育委員



公立小学校廃止届

下記のとおり、公立小学校を廃止しますので、学校教育法施行令第 25 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 廃止する学校名 仁淀川町立名野川小学校
- 2 廃止年月日 平成 25 年 4 月 1 日、
- 3 廃止の理由 将来の児童数増の見通しが非常に薄いこと、及び児童数減による教育効果の低下によるもの。なお、廃止については地元同意済み。
- 4 児童の処理方法 休校時からスクールバスにより、仁淀川町立別府小学校通学している。
- 5 添付書類
 - (1) 仁淀川町立小学校及び中学校設置条例
 - (2) 議決書謄本（仁淀川町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例）
 - (3) 仁淀川町立名野川小学校児童数の実績及び推計
 - (4) 位置図

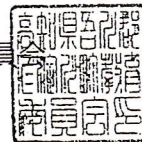


24 仁教第 288 号

平成 25 年 2 月 6 日

高知県教育委員会 様

仁淀川町教育委員



公立中学校廃止届

下記のとおり、公立中学校を廃止しますので、学校教育法施行令第 25 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 廃止する学校名 仁淀川町立吾川中学校
- 2 廃止年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- 3 廃止の理由 将来の生徒数増の見通しが非常に薄いこと、及び生徒数減による教育効果の低下によるもの。なお、廃止については地元同意済み。
- 4 生徒の処理方法 スクールバスにより、仁淀川町立池川中学校通学する予定。
- 5 添付書類
 - (1) 仁淀川町立小学校及び中学校設置条例
 - (2) 議決書謄本（仁淀川町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例）
 - (3) 仁淀川町立吾川中学校生徒数の実績及び推計
 - (4) 位置図

へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 15 条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、協同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第 15 条の 2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1%
	1 級地	3%
	2 級地	5%
	3 級地	7%
	4 級地	14%
	5 級地	18%

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から 5 年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6 年目）

3 へき地の級地

(1) 基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。

平成25年度 統廃合について

市町村立学校

異動内容	市町村	所属コード	学校名	へき地等級		統合後学校	統合後学校へき地等級		統合後学校へき地点数	調整点数加点 (遠距離児童)	備考
新設	高知市	332141	はりまや橋小学校				※1	無級地			新堀小学校の敷地
廃校	高知市	332102	新堀小学校	※1	無級地	はりまや橋小	※1	無級地			
		332103	追手前小学校	※1	無級地						
	越知町	334507	野老山小学校	※1	無級地						
	仁淀川町	333502	寺村小学校	※1	無級地						
		333504	名野川小学校	※2	1級						
		343502	吾川中学校	※2	特地	池川中学校	※4	1級			
休校	香美市	331610	佐岡小学校	※1	無級地	片地小学校	※1	無級地			
		331608	繁藤小学校	※1	無級地	香長小学校	※1	無級地			
		341603	繁藤中学校	※1	無級地	鏡野中学校	※1	無級地			
	土佐市	334191	北原小学校 谷地分校	※3	1級	北原小	※1	無級地			
	須崎市	334203	横浪小学校	※1	無級地	浦ノ内小学校	※4	準地	40	10	
	四万十町	337005	大奈路小学校	※3	1級	田野々小学校	※4	準地	38	0	
	四万十市	336111	田野川小学校	※1	無級地	中村小学校	※1	無級地			
	土佐清水市	346203	下ノ加江中学校	※1	無級地	清水中学校	※1	無級地			
		346204	足摺岬中学校	※3	準地						
		346206	三崎中学校	※3	準地						
346207		下川口中学校	※3	1級							

※1 新設する学校及び休校、廃校する無級地の学校並びに統合後の無級地の学校は、改正の必要なし。

※2 仁淀川町立名野川小学校及び吾川中学校は、廃校に伴い別表から削除が必要。

※3 休校するへき地等学校等は、休校中も規則別表に残しておく取扱いであるため、改正の必要なし。

※4 休校及び廃校に伴う、統合後のへき地等学校等は級地が変更とならないため、改正の必要なし。